

令和7年度鞍手町議会第7回定例会会議録（第4号）						
招集場所	鞍 手 町 役 場 議 事 堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和7年12月16日 午前10時00分			的 野 信 之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和7年12月16日 午前10時27分			的 野 信 之		
出席及び 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	許 斐 英 幸	出	11	栗 田 美 和	出
	2	田 中 二 三 輝	出	12	西 藤 典 子	出
	3	星 正 彦	出	13	篠 原 哲 哉	出
	4	宇 田 川 亮	出			
	5	野 口 美 恵 子	出			
	6	新 谷 留 晴	出			
	7	的 野 信 之	出			
	8	石 井 大 輔	出			
	9	許 斐 潤 一 郎	出			
	10	有 働 徳 仁	出			
会議録署名議員	10	有 働 徳 仁	11	栗 田 美 和		

職務出席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出	議 会 事 務 局 次 長	寺 本 理 恵	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出	副 町 長	折 尾 敏 敏	出
	教 育 長	外 園 哲 也	出	総 務 課 長	梶 栗 恭 輔	出
	まちづくり 課 長	高 橋 奈 美 江	出	管 財 課 長	石 田 正 樹	出
	税 務 保 険 課 長	石 田 克	出	住 民 環 境 課 長	大 村 俊 夫	出
	福 祉 人 権 課 長	田 鶴 原 竜 二	出	健 康 こども 課 長	沼 野 葉 子	出
	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局	柴 田 隆 臣	出	都 市 整 備 課 長	神 谷 徹	出
	会 計 課 長	小 長 光 弘 平	出	上 下 水 道 課 長	西 生 卓 矢	出
	教 育 課 長	森 永 健 一	出			
議事日程	別 紙 の と おり					
付議事件	別 紙 の と おり					
会議経過	別 紙 の と おり					

令和7年 第7回 鞍手町議会定例会議事日程

12月16日 午前10時開議

第4号

- 日程第1 議案第66号 鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第67号 鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第70号 鞍手町営葬斎場条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第73号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号) (民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第74号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算 (第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第68号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第69号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第71号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第72号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算 (第4号) (総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度固定資産税の課税免除 (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第76号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除の額の変更 (総務文教委員長報告)
- 日程第12 陳情第1号 地域医療提供体制の維持・確保のための診療報酬改定等を求める意見書採択の陳情 (民生産業委員長報告)
- 日程第13 陳情第2号 「消費税減税を直ちに実施する意見書」の国への送付を求める陳情書 (総務文教委員長報告)
- 日程第14 陳情第3号 「インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書」を国への送付を求める陳情書 (総務文教委員長報告)
- 日程第15 閉会中の継続事件

令和7年12月16日 12月定例会閉会。

~~~~~○~~~~~

—— 開議 10時00分 ——

### ○的野信之議長

これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元に送信しているとおりです。日程第1、議案第66号から、日程第5、議案第74号までの5件を一括して議題とします。本案は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

### ○篠原哲哉民生産業委員長

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました、議案第66号から議案第74号までの5件について、12月11日に当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告をいたします。

議案第66号は、「鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例」です。

本条例は、社会福祉法人に対し助成を行う場合の手続に関し、社会福祉法第58条第1項の規定に基づき必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第67号は、「鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」です。

本条例は、児童福祉法改正により「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が新設され、児童福祉法第34条の16第1項に基づき、設備・運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第70号は、「鞍手町葬斎場条例の一部を改正する条例」です。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑として、利用者の同施設の宿泊に際して、風呂やシャワー等の設置は考えられないかとの質問に対し、当局からは今回の使用料改正を行った場合でも、維持管理費の50パーセントを賄うことができず、使用料を改正したからといつてすぐに施設の改善ができるものではないと考えるが、今後利用者からの要望が多い場合は、検討課題にしたいと回答がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第73号は、「令和7年度 鞍手町 国民健康保険事業 特別会計補正予算（第3号）」です。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第74号は、「令和7年度 鞍手町 かんがい施設維持管理運営費 特別会計補正予算（第1号）」です。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第66号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第67号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第70号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第73号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第74号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第66号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第67号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第66号、鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、鞍手町営葬斎場条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算 第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第6、議案第68号から日程第11、議案第76号までの6件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

#### ○新谷留晴総務文教委員長

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました、議案第68号から76号までの6件について、12月12日に当委員会におきまして、審査を行いましたので、一括してその審査経過と結果について報告をいたします。

議案第68号は、「鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」です。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備が行われたことに伴い、鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第69号は、「鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」です。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、育児時間の取得について改正が行われたことに伴い、部分休業の見直しなど、所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第71号は、「鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例」です。

本条例は、本議案令和10年4月開校予定の統合小学校について、令和8年4月から国の負担金を申請するにあたり、本条例の一部について所要の改正を行うものであります。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第72号は、「令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）」です。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。当委員会からは、地域おこし協力隊活動費の減額補正について、募集要項の簡潔、具体的な仕事内容、求める人材を明確にすれば、地域おこしの人材確保につながるのではないか、募集要項の変更や町長と職員との協力体制への意見や質疑がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第75号、「鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度固定資産税の課税免除」および、議案第76号、「鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の

課税免除の額の変更」は、一括して審査を行い、慎重審議の結果、当局提案どおり、それぞれ全会一致で可決いたしました。

以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第68号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第69号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第71号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第72号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第75号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第76号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第68号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第68号、鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、令和7年度鞍手町一般会計補正予算 第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度固定資産税の課税免除を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除の額の変更を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第12、陳情第1号を議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

#### ○篠原哲哉民生産業委員長

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 「地域医療提供体制の維持・確保のための診療報酬改定等を求める意見書採択の陳情」  
本委員会は、12月3日に付託された上記の陳情を審査した結果、採択とし、別紙意見書（案）を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

#### ○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。陳情第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。陳情第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。陳情第1号「地域医療提供体制の維持・確保のための診療報酬改定等を求める意見書採択の陳情」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって陳情第1号は採択されました。

次に、日程13、陳情第2号及び日程第14、陳情第3号の2件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

○新谷留晴総務文教委員長

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。陳情第2号「消費税減税を直ちに実施する意見書の国への送付を求める陳情書」、陳情第3号「インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国への送付を求める陳情書」。

本委員会は、12月3日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書（案）を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。陳情第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に陳情第3号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。陳情第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に陳情第3号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号「消費税減税を直ちに実施する意見書の国への送付を求める陳情書」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採決であります。本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって陳情第2号は採択されました。

次に陳情第3号「インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国への送付することを求める陳情書」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって陳情第3号は採択されました。

次に進みます。日程第15「閉会中の継続事件」を議題とします。各委員長から目下、審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に送信しているとおり、閉会中の継続審査の申出があっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり継続審査をすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。これをもって令和7年第7回定例会を閉会します。

――閉会 10時27分――  
~~~~~○~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長 的野信之

議員 有 勵 德 仁

議員 栗 田 美 和